

第2期長生村障がい者活躍推進計画

機関名	長生村役場 長生村議会事務局 長生村教育委員会
任命権者	長生村長 長生村議会議長 長生村教育委員会
基本的事項	長生村では採用活動や職員の情報等の取り扱いを村長部局が行っていること、議会事務局及び教育委員会は小規模のため障がい者雇用義務の無い機関であることから、村長部局が主体となり各任命権者と連携し、合同で計画を策定するものとします。
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)
長生村における障がい者雇用に関する課題	長生村の各機関は、令和6年度現在、法定雇用率を満たしている状況である。 法定雇用率の達成を維持するとともに採用した障がい者である職員の活躍のために、更なる体制整備や相互理解のための取り組みが必要であるため、誰もが働きやすい職場環境の整備に努める。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】法定雇用率以上 (参考) 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.8% (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	障がいのある職員の能力や希望に配慮した職務の選定を行うとともに、働きやすい環境整備を検討し、不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法) 人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	・障がい者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ・組織内の人的サポート体制(障がい者雇用推進者、人事担当)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先等の情報を関係者間で

	共有する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・現に勤務する障害者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。 ・面談等により障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に採用する障がい者については面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ・中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等、通院への配慮等の取組を行う。
4. その他	国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。